

Title	神戸寅次郎のドイツ留学と法学通論講義
Sub Title	Kambe Torajiro's oversea study at Germany and his lecture on introduction to jurisprudence
Author	加藤, 学陽(Katō, Gakuyō)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2020
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.36, (2019.), p.101- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 : 近代日本と留学
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20190000-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神戸寅次郎のドイツ留学と法学通論講義

加藤 学陽

一 はじめに

近代日本における学術の近代化¹西欧化の担い手となったのは、海外の学術に直接触れることのできた留学生たちである。明治三二（一八九九）年、慶應義塾は第一回海外留学生を欧米各国に派遣するが、これは私学における留学生派遣の嚆矢であった。神戸寅次郎はその第一回留学生に選ばれた法学者である。神戸は慶應義塾大学部法律科の第一期生として卒業し、留学後は長きにわたり義塾の教壇に立ち、また初代法学部長を務め義塾の運営にも尽力し、まさに法律科の「育ての親¹」と評される。

一方、民法学者としての神戸の学説はドイツ法学に基づく精緻な理論を展開し、その業績は民法および商法

の特殊問題に限定され、教科書に類する論著は一冊も残さなかったが、『慶應義塾学報』に留学先の研究分野として報じられた「法律概論」を鑑み、彼が行った「法学通論」の講義を繙くことは、法学に対する考え方が精緻を究め難解とされる神戸理論の根幹を探究する素材となり得よう。またこのことは、近代日本におけるドイツ法学の撰取の諸相を検討する上で、またとない貴重な資料であろう。

本稿では、神戸寅次郎のドイツ留学について概観し、慶應義塾において「法学通論」講義が導入された背景を明確にし、神戸が担当した当該講義についてその特徴を考察する。そして、神戸の「法学通論」に着目し、日本近代法史における西洋法学継受の一端を明らかにしたい。

二 神戸寅次郎のドイツ留学と慶應義塾における「法学通論」の導入

(1) 慶應義塾による海外留学生の派遣

① 慶應義塾派遣留学生として選出

まず、神戸寅次郎の留学までの足跡を追っておこう。神戸は元治元（一八六四）年二月二十七日、静岡県庵原郡松野村に神戸重次郎の次男として生まれる。静岡県松野小学校、県立静岡中学校、私立静岡英学校へと進学した後、慶應義塾に明治二〇（一八八七）年⁽²⁾に入学する。同二二年正科卒業後、同二三年より、その前年に招聘したウィグモア（John Henry Wigmore, 1863-1943）を主任教授として開設された慶應義塾大学部法律科⁽³⁾へと進む。同二五年法律科の第一期生として卒業するまで、ウィグモアからは英米法を中心とした講義を受講したが、それに留まらず、江戸時代の古文書を収集および調査し、前近代の日本法、訴訟制度、法慣習などの英

訳を進めていたウイグモアの研究⁽⁵⁾にも協力した。その後、法律科の世話係として学校に残ることを命じられ、在学中より続けていた普通部の学科の一部を受け持ちつつ、教務その他、法律科に関する仕事も任せられることとなった⁽⁶⁾。同三一年九月には文学科では川合貞一、理財科では気賀勘重と同様、神戸は法律科の教務主任を嘱託され、主に教頭の下で「学科課程及授業に関する」仕事に就いた⁽⁷⁾。

この間、神戸を悩ませたのは、主として専任教員の依頼であった。ウイグモアの契約満期のため、後任となる人物が必要となり、当時の旧民法典の公布といった立法状況を踏まえ、日本法の講義が可能な日本人の主任教授を求めて知名の学者に依頼するのだが、自分自身の本職はそのままにして、「傍ら仕事」であれば引き受けるという返事がほとんどで、主任もしくは専任教授として慶應義塾の教育に従事するということを快諾する人物は皆無であった。いかなる方法によっても専任教授を得る見込みは立たないため、方針を変え、神戸は「自給自足主義を採つて、海外留学制度を設け学校自ら教授を養成するの外はない⁽⁸⁾」との考えを持つようになった⁽⁹⁾。

留学生を派遣して専任教員を配置することは、教員のみならず塾生たちも求めていたものであった。明治三一年一月二六日、学生自治規約に基づく委員会が開催され、その議題の一つとして「大学部講師に関する建議案」が慶應義塾の塾生板倉卓造他二〇名より提議される⁽¹⁰⁾。その内の一人で自治制委員の特務委員でもあった油井幸助は「我塾は昨春を以て学制の改革を天下に発表したり、然るに事實は大に之れに反するものあり、元來我塾大学部に於ては、専門の講師に乏しく、是我等遺憾たりしところ、改革後依然昔日の遺憾あり、我等は不満に黙する能はず、蘊奥なる学理を攻究するには、専門の講師に拠らざるべからず⁽¹¹⁾」と議案提出の理由を述べる。後述する通り、慶應義塾は同三一年に大学部中心の体制へと学制を改めるが、高等教育機関として形式

のみならず、実を備えるために専任の講師が求められたのである。

さらに、明治三十二年二月一日、議事倶楽部主催で擬国会が再開される。当時の議員法に則り教員、塾員、塾生から役員を選出したようで、議長は塾長の鎌田栄吉をはじめとし、神戸寅次郎も副議長として参加した。⁽¹²⁾そして、「土地国有法案」や「地租条例中改正法律案」の議題に加えて、「海外留学生派遣費として金八千円を支出するの件」が塾生八名（油井幸助、横山六輔、板倉卓造、堀切善兵衛、金沢冬三郎、長谷川寅八、仙田大一、和田寛治）より提議されるが、これが満場一致で通過するのである。⁽¹³⁾ 調査委員の塾員福沢桃介は「此の議案は議事倶楽部会場の一片の可決に甘んぜず」早急に実行に移すべきとし、それによって調査委員が設置され、会議などが開かれるが、塾当局者はこの動きを注視するようになっていた。⁽¹⁴⁾

これらの気運の高まりによって、明治三十二年七月四日開催の第五期第八回評議員会において、遂に慶應義塾は本格的に教員養成を目的とした海外留学生派遣を決定する。同期第九回評議員会において派遣する五人の留学生在が決定し、そのうちの一人として神戸も選ばれることとなった。『慶應義塾学報』では留学生派遣の意義を以下の通りに伝える。

慶應義塾は私立大学として益々其教育機能を完備せんが為め新に五名の卒業生を米、独二国に留学せしむること、なれり、學術をして一に官立大学の専売に属せしむるの不都合は今更言ふを須ひず、慶應義塾特派の留學生諸氏よ冀くば最も新鮮なる欧米學術界の空氣を呼吸し來りて他日、我が日本の學術界をして一段の活氣を呈せしめんことを⁽¹⁵⁾

その目的は、海外の學術の積極的な摂取はこれまで主に帝国大学から文部省留学生として派遣された人物たちによって担われていたのであるが、⁽¹⁶⁾ 學術を官立大学の「専売」とさせないように、「私立大学」として対抗することにあつたのである。

第一回の留学生は法律學専門の神戶寅次郎がドイツへ、經濟學專攻の堀江帰一がアメリカ、名取和作がアメリカ、氣賀勘重がドイツへ、文學專攻の川合貞一がドイツへ送られ、遅れて法律學とりわけ商法の研究のために青木徹二がドイツへと派遣されることとなつた。⁽¹⁷⁾ 第一回留学生の中では神戶が三四歳で最年長であり、次いで川合貞一の二九歳、名取和作二七歳、氣賀勘重二六歳、青木徹二の二五歳と続き、最年少は堀江帰一の二三歳であつた。⁽¹⁸⁾

留学生の派遣に際しては、明治三二年八月三日、義塾の學事改良などを支援するために塾員が發起した三田篤学会による留学生の送別会も開催された。留学生の一人堀江帰一は「刻下の情勢は大に私立大學を擴張するの必要ある事を縷述し、次ぎに留学生として赴くの覺悟を述べ、竟に歸朝後は滿腔の力を以て、義塾の智識に貢獻する」⁽¹⁹⁾ 旨を述べた。同会に出席した神戶も同志とともに、留学生として赴く士氣を高めたことであろう。

さらに、福沢諭吉は留学生たちを別邸に招き、百円の饞別を渡すとともに、次のように留学の心得を説いた。

諸子の中には自から富家の子もあり又貧人もあらんなれども義塾より派遣せられて外国に留学するの身と為りし上は一個の學生にして學問修業に必要な費用の外固より余裕ある可きに非ず今の世間の風習を聞くに海外遊學など云へば出立前には送別會離別會等、殆んど虚日なく然かも其宴會は例の豪遊狂乱、學

生の身にあるまじき挙動を演じ之が為めに無益の金を費すこと多し義塾の学生には断じて警しむ可き所に
して送別会とあれば今夕の如き晚餐にて差支えなし諸氏は呉れくも斯る挙動を謹しみ此金は衣服もしく
は旅行用の品物を調ふるなり又は渡外の上書籍その他の必要品を买入る、なり一錢も濫費せずして留學費
の一部に充つるやうに致したし⁽²⁰⁾

当時の慶應義塾の財政上、費用の支出が困難な中での留學生派遣の決定であつたこともあり、⁽²¹⁾ 福沢は特に金
錢の浪費について念を押ししたのであるが、それ以上に「大に金を投じて有形無形、高尚なる学理を研究させる
やうにする事」⁽²²⁾を望んでいた福沢の期待が餞別には込められていたことである。⁽²³⁾

②神戸の留學の目的

ウイグモアから英米法を中心に学んだ神戸であつたが、その留學先として選んだのはドイツであつた。神戸
の留學前年の明治三十一年、一度は延期を見た民法典がついに施行されることとなる。⁽²⁴⁾この明治民法典は、ドイ
ツ流の編別（パンデクテン方式）を採用し編纂されたこともあり、起草者の中で特にフランス法に通じていた
梅謙次郎も、ドイツ民法第一草案と第二草案を「体裁ニ於テモ既シテ良ク学理ヲ貫徹シ」、「現時學者ノ淵叢ヲ
以テ称セラルル独國ノ民法タルニ恥チス」と高く評価して「故ニ新法典カ尤モ模範トセシハ此草案ニ在ル
ナリ」⁽²⁵⁾と述べていた。それに伴い、大いにドイツ法の影響をもつて立法されたという認識が広まり、⁽²⁶⁾ドイツを
模した法典の解釈についてもドイツ法学の参照がなれば必然視され、留學先をドイツに定めることが顕著な傾
向となつてゆく。⁽²⁷⁾明治三〇年代の日本の法学界はまさに「ドイツ法にあらざれば法にあらざり」という風潮を示

し始めるが、同時代の神戸もその中であつてドイツを留学先に選んだのであろう。

また、神戸は留学前の明治三十一年五月と六月に「独逸民法と日本新民法」という論稿を『慶應義塾学報』に連載し、彼の関心も既に一部が公布され始めていた最新の明治民法典の解釈へと向かつていた。

そこではドイツ民法と明治民法との関係を「新民法に於ては法条の規定は我国従來の習慣を広く参酌し且現社会の需要如何を深く鑑み傍ら諸外国の法律殊に独乙法律の学理を拔萃して之を設け其順序体裁の如きも多く独乙式に倣ひて第一総則、第二物権、第三債権、第四親族、第五相続、の五編と為したり⁽²⁹⁾」と語る。つまり、明治民法を日本の慣習や社会の実情を参照し、ドイツ法の形式や学理に適合させたものとして理解している。そして、彼は爾後自らが展開することとなる法解釈の方法を以下の如く述べる。

吾人の最も注意を要すべきものあり即ち新民法を解釈するに当りては務めて我か立法者の精神を探究せざるべからざること是なり蓋し青色の眼鏡を以て外界を眺むるときは物として青色ならざるは無きか如く独乙眼鏡を用ひて新民法を觀察するときは自から法条皆独乙色を呈するやも斗りがたし之か為に或条文に付ては我立法者の真意の存する所を失ふの恐なしと云ふ可らず⁽³⁰⁾

前述した通り、神戸はドイツ法の影響を前提としつつも、ドイツ法の「眼鏡を以て」日本民法を見ると、日本の立法者の「精神／真意」を見逃してしまう危険があると指摘する。ここには早くも立法者の意思を重視する神戸法学の特徴の一端が窺えるが、ドイツ法と日本法では当然立法された状況は異なることから、十分な比較の方法を用いて、立法者の意思を明らかとすることをなによりも重要視していたと考えられる。

『慶應義塾学報』が報じるところによれば、神戸の留学先での研究分野について「同氏の研究課目は重もに独逸に於ける法律概論にして、其他公法及商法⁽³²⁾」であり、当初の予定では意外にも公法や商法を含み幅広くドイツ法の研究を目的としていたことがわかる。注目すべきは「法律概論」が第一とされていた点であり、ここに、帰朝後に「法学通論」の講義が任されることを既に神戸が想定していたと考えるのは憶測に過ぎるだろうか。

③ドイツでの神戸寅次郎

明治三二年一〇月一三日ドイツのハレ市に到着した神戸は、早速同一六日付で慶應義塾学報記者および三田篤学会宛てに一通の書簡を送り、留学前の世話に関し御礼を述べるとともに「ハルレー市に於て先づ一ヶ年間計り研究致す考に候」とその予定を伝えた⁽³³⁾。

神戸が実際に行った学籍登録は次の通りであった。一八九九／一九〇〇年の冬学期、一九〇〇／〇一年の冬学期の一年間をハレ大学で、その後一九〇一年夏学期をベルリン大学で、一九〇一／〇二年冬学期から一九〇二年の夏学期を再びハレ大学に在籍し、同大学にて学位論文「日本法における合名会社」を執筆して「ドクトル・ユース⁽³⁵⁾」の学位も取得した。

神戸のドクトル論文の履歴書欄によれば、ハレ大学において Fitting, Lastig, Loening, Stammeler, Endemann, Frank, Stein, Heck, Liepmann, Conrad, Vaininger, ベルリン大学におごつて Gierke, Kahl, Hübler, Kohler, Bornhak 諸氏の講義を受けたとされる⁽³⁶⁾。とりわけ神戸法学と方法論上の類似性が指摘されているヘックや、比較法学の大家コーラーといった人物の講義を受講していたことには注目できるが、本稿では「法学通論」講義に関するも

のを取り上げることとしたい。

そもそも近代日本において法学通論とは、イギリスからドイツへと留学先を転じた穂積陳重によって東京大学に導入された法律学の入門講義であった。⁽³⁷⁾穂積は明治一四年留学から帰国した際、「法律学の大体」を教えるため、ドイツで行われていた „Enzyklopädie der Rechtswissenschaft“ という学科を日本でも初学者に教授したいという旨を、東京大学総理の加藤弘之に申し出たところ、「法学通論」という名称を提案され、それを採用したと言われている。⁽³⁸⁾

この「法学のエンツィクロペディ」は、ドイツでは、一八世紀後半以降にゲッティンゲン大学のピユッター (Johann Stephan Putzer, 1725-1807) によって作成された講義案が、ドイツ各地の大学に広まったものであり、一九世紀末に登場する「法学入門」 „Einführung in die Rechtswissenschaft“ に取って代わるまで存続したとされる。その講義方法の登場の背景には、一六世紀以来ドイツに継受されたローマ法から諸法が分化し、法の領域が拡大したことで、学問の方法も市民法大全を法典自体の順序に従い註釈するのではなく、法典の順序から離れた体系的秩序を求めるようになってきたことがあるとされる。⁽³⁹⁾このような背景をもつ「法学のエンツィクロペディ」の特徴は法学の全体を体系的に把握するものであり、その目的は「それぞれの法領域を区別し、分別されたものを相互に関連づけ、法学の科目として体系化」⁽⁴⁰⁾することにあった。

神戸が最初に留学先として定め、後に博士論文を提出したハレ大学については残念ながらまだ整っていないようだが、転学先のベルリン大学については、デジタルアーカイブにおいて講義リストが公開され、神戸在籍時の一九〇一年夏学期に開講されていた科目を確認することができる。⁽⁴¹⁾当該時期開講の科目の内、特に法学通論に関するものは、カール (Wilhelm Kahl, 1849-1932) の「法学入門」 „Einführung in die Rechtswissenschaft“

およびエギディ (Ludwig Karl Aegidi, 1825-1901) の「法学入門としての法学のエンツィクロペディ」, *Rechts-encyklopädie als Einführung in die Rechtswissenschaft* が相当する。神戸がベルリン大学において法学通論に関する講義を受講していたならば、それはカールのものであったと考えてよい。⁽⁴²⁾ 一九〇一年夏学期のベルリン大学における法学の入門科目として、いわゆる「法学入門」と「エンツィクロペディ」の科目が並列して設置されていたわけであるが、その講義内容にどの程度の違いがあったかは今のところ判然としてはいない。⁽⁴³⁾

神戸自身はドイツで行われていた法学通論の位置付けについて、どのように見ていたのであるうか。神戸は「独逸大学概況」⁽⁴⁴⁾において次の様に「独逸に於ける法律研究の有様」を報じる。まず法律研究においては二つの部門があり、第一に予備の研究、第二に主たる研究があるとする。予備の研究に該当するものが法学通論、ローマ法、ドイツの私法(ドイツ固有の慣習を集めたもの)であり、主たる研究とは現行法の解釈であるとす。そして予備の研究については「予備の研究とは申しましたものの、之には非常に重きを措くのです」と、現行法の解釈に先立ち、その重要性を強調する。さらに「独逸の現行法は畢竟羅馬法と独逸固有の法律習慣から成立つて居ますから此二つは予備の研究としなければならぬのである」とし、予備の研究の中ではとりわけ現行法の法源たるローマ法とドイツ私法の研究に重きを置き、その傍ら法学通論については「それから今一つの予備の研究」として取り上げ、「是は現行法の概略を知らふと云ふのが目的なんですから、深いことも面倒なこともない。唯法律をやるに就ては最初に大体の観念がなければならぬと云ふのが趣意である」としており、法を学ぶための入口として、法学の観念を知らしめるものとしている。

学位取得後の神戸は、イタリア、フランス等ヨーロッパ各国を歴遊し、⁽⁴⁵⁾ アメリカ経由で帰朝した。アメリカではシカゴのノースウェスタン・ロースクールへ立ち寄り、恩師ウイグモアのもとを安否を問わんと訪ねた

が、そこではどのような言葉が交わされたのであろうか。神戸はわずかに「久方振りにて其の温容に接して非常に愉快であつた」⁽⁴⁶⁾と回想するにとどめる。

その後、シアトル発の日本郵船会社汽船信濃丸に乗船し、明治三五年二月六日横浜へと帰着した。⁽⁴⁷⁾

(2) 慶應義塾における「法学通論」講義の導入

① 明治三〇年代の慶應義塾の学制

留学から帰国した神戸寅次郎による「法学通論」は明治三六年から設置されたが、そこに至る背景として、同三〇年代の慶應義塾大学の学制、学科課程を確認しておこう。

専門学を教授する部門として明治二三年より発足した大学部は中学課程に相当する普通部（普通科、高等科）とは連続しておらず、学科課程の重複や縦の連絡が制度上明確でなく、各部門間の連携が十分とはいえない状況にあった。当時においては、大学部を卒業しなくとも高等科を卒業すれば「慶應義塾卒業生」として認められていたため、大学部へと進学するものは少なく、従って大学部の卒業生の数も少なかった。そこで、学制が改められることとなり、同三二年五月には幼稚舎、普通学科、大学科⁽⁴⁸⁾を通したいわゆる一貫教育の制度と、大学科卒業によって慶應義塾を卒業したとする大学課程中心の体制が確立するに至った。⁽⁴⁹⁾ 大学科について詳しくみれば、文学部、理財学部、法律学部、政治学部の四つの部門が設置され（同三二年、大学科の大学部への改称に伴い、それぞれの学部を学科とする）、第一学年と第二学年は各部共通のカリキュラムで、第三学年から第五学年においてそれぞれの専門科目が設置された。⁽⁵⁰⁾

翌三二年、欧米教育制度視察より帰国した慶應義塾教頭の門野幾之進による学制改革、いわゆる「門野プ

ラン⁽⁵¹⁾」によって、文学、理財、法律、政治の四つの学科を廃止、統合し単一の「大学部」として、必修科と選択科を設置する大学課程に改められた。とりわけ門野が重視したのは、学生による科目選択制度の実施であり、それまでの決められたカリキュラムを受動的に履修するという制度の見直しであった。門野は欧米視察の成果を踏まえた学制改正に関する演説を行い、そこではアメリカの学制について「亜米利加のカレージには以前、日本の今の帝国大学や何かで行つて居るような具合にチャンと課程を極めてさうして其課程を学生が履んで往くと云ふことが一般であつた、其亜米利加でも今日では段々欧羅巴風、独逸制を用ひて来て学生の選みに委せると云ふ」と紹介する。ここで彼が「独逸制」と呼ぶ通り、科目選択を学生の自由とする点においてはドイツの制度がモデルとされた。そして、学制改革の趣意を「大学部を出た上は自由の独立の人間になるんですから、幾らか独立な働き、自由の意志といふものを働かして宜しい筈と思ふ、無理に何時までも子供のやうに強めると云ふことは、適当な教育法ではあるまいと思ふ⁽⁵²⁾」と学生の学びに自由を認め、独立の人間を養成する点を強調した。選択科設置の趣意は以上の通りであるが、分科制を廃せざるを得なかつたのは、教員数、学生数ともに各都ごとに選択科目を設置できる程度の規模に至つていなかつたことへの苦肉の策であつたとも考えられる。⁽⁵³⁾とはいへ、分科制廃止の試みは十分に根付くことなく、科別を有しない卒業生は結局一人も出ることのないまま同三四年には再び分科制が採られることになつた。

次に重要な学課改正は明治三七年五月より実施されたものである。その背景として『慶應義塾学報』では改正の理由について次のように述べる。

義塾大学にては、去る明治廿三年創立以来数百名の卒業生を出したるが、是等の卒業生が在学中に学修

せし所と、之が社会実務上の活用との關係に就て經驗し、且つ研究したる結果として文学、法律、理財、政治の各学科に改正を加ふるの必要を認めたるのみならず、先年来英米仏独の諸国に派遣したる留学教師をも追々帰朝して教授すること、となりたれば愈々改正を実行して、各科の特色を明にしたるものなり⁽⁵⁴⁾

ここでは、大学部卒業生が社会に出て実務に携わるうちに、大学で学ぶことと実務での活用の關係が、明らかになってきたことに加え、前述の義塾派遣留学生が次第に帰国して、義塾専任の教員として用いられるようになってきたため、各学科の専門性を際立たせるために改正の必要が述べられている。

如上の大学部における専門性の向上という義塾内部の事情に加えて、外部的な背景として明治三六年三月二七日の専門学校令（勅令第六一号）⁽⁵⁵⁾への対応という点も考えなくてはならない⁽⁵⁶⁾。専門学校令発布以降大学の名称を持つ私立学校は、専門学校としての位置付けを獲得してゆくことになり⁽⁵⁷⁾、これまで法令上の位置付けが不明瞭であった慶應義塾大学部が認可を受ける運びとなったのである。同三六年度の学事報告には「大学部学科課程は前年度と異同なく但学年級五ヶ年を本科三年予科二年と改む⁽⁵⁸⁾」とあり、「大学部第一学年、第二学年」とされていたものに「大学部予科」の名称が付される。専門学校令第七条に「専門学科ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得」とあり、「予科」の名称を付したことは、この専門学校令に由来するものであることは明らかである。また、同年四月には、『慶應義塾学報』の号外として『慶應義塾便覧』が発行されるが、その附録には「慶應義塾大学及大学予科学課表」も付されている⁽⁵⁹⁾。専門学校令第八条には「公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム」との規定があり、これを踏まえて専門学校令上の

認可を受けるべく学課表を公表し、実施しようとしたものであろう。

慶應義塾大学部が文部大臣久保田譲より専門学校の認可を受けるのは明治三十七年一月九日付であり、官報では文部省告示第六号として「東京府東京市ニ設置セル私立慶應義塾大学部ハ明治三十七年四月一日ヨリ専門学校令ニ依ルノ件認可セリ」と報じられた。⁽⁶⁰⁾

②慶應義塾における「法学通論」の導入

海外留学生の派遣、帰国や専門学校令への認可を経て、慶應義塾大学部が私立大学としての体制を整えてゆく時期において、神戸の「法学通論」は大学部予科課程に設置される。それは、決して法律、法学を専門とするもののみならず、すべての学科の学生に必須とされる「リベラル・アーツとしての法学教育」として実践された法律学の入門講義であった。⁽⁶²⁾表1は大学部中心の体制に改められた明治三一年度より、大学令に依って大学部が実質的に廃止となる大正一〇年度に至るまでの大学部予科相当に設置された法律学の入門講義の変遷を示した。本稿では神戸の「法学通論」が導入され、同講義が継続した同四〇年に至るまでを詳しく見てみよう。

まず明治三一年度については、規則上大学の第二学年に「法律学」が週六時間設置され、その教科書として「テリー 法律原論」⁽⁶³⁾(原著はHenry T. Terry, *The first principles of law*, 1878)が指定されたようである。このテキストの序文 (preface) には「これは主として法律の勉強を始める著者の門下生の使用のために書かれたものである。一方、他の法学徒および法律家を目指さないが法学の性質や方法の概要について知識を得たいと望む読者にも有用となるだろう」とある通り、当時東京大学において「英吉利法律」⁽⁶⁵⁾を講じていたテリー⁽⁶⁶⁾が日

表 1：慶應義塾大学部予科課程における法律学科目

年度	課程	科目名	学位・称号	担当者	出典
明治 31	大学科	法律学			『慶應義塾改正規則摘要』 〔慶應義塾学報〕第2号、明治31年4月12日)
明治 32	大学部	法律学			『慶應義塾規則総覧』（明治 32 年）
明治 33	大学部	法律原論		阿部文一郎	『動静』
		法律原論		中島多嘉吉	〔慶應義塾学報〕第32号、明治33年10月10日)
		法律原論		不破保	『明治三十三年度学事報告概要』 〔慶應義塾学報〕第45号、明治34年10月10日)
明治 34	大学部 第一学年 第二学年	法律原論	法学士	松寺竹雄	『明治三十四年度慶應義塾学事及会計報告』 〔慶應義塾学報〕第60号、明治36年1月15日)
		法律原論		不破保	
明治 35	大学部 第一学年 第二学年	法律原論	法学士	松寺竹雄	『明治卅五年度慶應義塾学事報告』
		法学各論	ドクトル、ユーリス	神戸寅次郎	〔慶應義塾学報〕第67号、明治36年7月15日)
明治 36	大学部予科	法学通論		青木徹二	
		法学通論	ドクトル、ユーリス 慶應義塾法律学士	神戸寅次郎	『明治三十六年度慶應義塾学事報告』 〔慶應義塾学報〕第78号、明治37年6月15日)
		法学通論	慶應義塾法律学士	青木徹二	
明治 37	大学部予科	法学通論	ドクトル、ユーリス 慶應義塾法律学士	神戸寅次郎	『明治三十七年度慶應義塾学事報告』 〔慶應義塾学報〕第91号、明治38年6月15日)
		法学通論	慶應義塾法律学士	青木徹二	
		法学通論	ドクトル、ユーリス 慶應義塾法律学士	神戸寅次郎	
明治 38	大学部予科	法学通論	ドクトル、ユーリス 慶應義塾法律学士	神戸寅次郎	『明治三十八年度慶應義塾学事報告』 〔慶應義塾学報〕第104号、明治39年6月15日)
		法学通論	慶應義塾法律学士	青木徹二	
明治 39	大学部予科	法学通論	慶應義塾法律学士 ドクトル、ユーリス	神戸寅次郎	『明治三十九年度慶應義塾学事報告』 〔慶應義塾学報〕第118号、明治40年6月15日)
		法学通論	慶應義塾法律学士	青木徹二	
明治 40	大学部予科	法学通論	慶應義塾法律学士 ドクトル、ユーリス	神戸寅次郎	『明治四十年慶應義塾学事報告』
		法学通論	法学博士	中村進午	〔慶應義塾学報〕第131号、明治41年6月15日)
明治 41	大学部予科	法律原論	慶應義塾法律学士	西本辰之助	『明治四十一年度慶應義塾学事報告』 〔慶應義塾学報〕第143号、明治42年6月15日)
明治 42	大学部予科	法学通論	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『明治四十二年度慶應義塾学事報告』
		法学通論	慶應義塾法律学士	村瀬未一	〔慶應義塾学報〕第155号、明治43年6月15日)
明治 43	大学部予科	法学通論	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『明治四十三年度慶應義塾学事報告』
		法学通論	慶應義塾法律学士	村瀬未一	〔慶應義塾学報〕第167号、明治44年6月15日)
明治 44	大学部予科	法律原論	法学士	霜山精一	『明治四十四年度慶應義塾学事報告』 〔慶應義塾学報〕第179号、明治45年6月15日)
明治 45 (大正元)	大学部予科	法律原論	法学士	霜山精一	『明治四十五年度大正元年度慶應義塾学事及会計報告』 〔慶應義塾学報〕第192号、大正2年7月12日)
大正 2	大学部予科	法律原論、 独逸語	慶應義塾法律学士	西本辰之助	『大正二年度慶應義塾学事及会計報告』 〔慶應義塾学報〕第204号、大正3年7月15日)
		法律原論	法学士	霜山精一	
大正 3	大学部予科	日本作文、 法律原論	慶應義塾法律学士	川端審三	『大正三年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第217号、大正4年8月号)
		法律原論	慶應義塾法律学士	呉文炳	
		法律原論	法学士	霜山精一	
大正 4	大学部予科	独語、法律	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『大正四年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第229号、大正5年8月号)
		法律	慶應義塾法律学士	西本辰之助	
		法律	法学士	霜山精一	
大正 5	大学部予科	法律原論	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『大正五年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第241号、大正6年8月号)
		法律原論	慶應義塾法律学士	西本辰之助	
大正 6	大学部予科	法律原論	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『大正六年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第252号、大正7年7月号)
		法律原論	慶應義塾法律学士	西本辰之助	
		法律原論	法学士	鶴峰四郎	
大正 7	大学部予科	法律原論	法学士	鶴峰四郎	『大正七年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第264号、大正8年7月号)
		法律原論	法学士	小林一郎	
大正 8	大学部予科	法律原論	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『大正八年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第276号、大正9年7月号)
		法律原論	法学士	鶴峰四郎	
		法律原論	法学士	小林一郎	
大正 9	大学予科 (旧制)	法律原論	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『大正九年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第288号、大正10年7月号)
		法律	慶應義塾法律学士	小坂長四郎	
		法律原論	法学士	佐々木良一	
大正 10	大学部予科	法律原論	農学士・法学士	芝崎政和	
		法律	慶應義塾法律学士	西村富三郎	『大正十年度慶應義塾学事及会計報告』 〔三田評論〕第300号、大正11年7月号)
		法律	慶應義塾法律学士	小坂長四郎	
		法律	農学士・法学士	芝崎政和	

※本表の典拠は『慶應義塾学報』の『動静』および『学事報告』欄だが、明治31、32年度については、記載がないため「規則」に基づき作成した。

※大学部予科課程において法律学以外の兼任した科目も併記した。

※明治37年度の青木徹二の称号は資料上「慶應義塾理財学士」とされているが、訂正した。

本人学生たちへの教科書として著したものであり、英法を主眼として法律の原理原則を講ずるものであった。

学則である『慶應義塾社中之約束』⁽⁶⁷⁾の「科業表」を確認すれば、明治一四年一二月改正とされるものより本科四等において「法律原論」が講義され始め、同一六年一月改正のものでは同じく本科四等に「テリー法律原論」とあるように、法律専門課程を擁する大学の設置以前に遡り、テリーの「法律原論」が講じられていたことが確認できる。同一八年以降は単に「法律学講義」とされその詳細は不明であるが、大学部設置後の同二九年一〇月以降には普通部高等科第一等に「法律学」が設置され、その教科書にはやはり「テリー法律原論」が指定される。このことから、同三一年に至るまで、慶應義塾における法学入門講義は主として英法を基礎として続けられてきたと言えよう。なお、テリーは同二八年二月以来、同三〇年一月までの約二年間慶應義塾大学部においても英法講義を担当していたことが知られている。⁽⁶⁸⁾

明治三二年度は大学部各科第一学年と第二学年に「法律学」がそれぞれ週三時間設置となったことに加え、指定教科書も「ゾーム 羅馬法」⁽⁶⁹⁾(原著は Rudolf Sohn, *Institutionen des römischen Rechts*, 1884)へと変更となる。分科制が廃止された翌三三年は第一学年の必修科に週二時間、第二学年の必修科に週三時間「法律原理」が設置され、引き続き「ゾーム 羅馬法」⁽⁷⁰⁾が指定教科書である。担当者については明治三三年一〇月の『慶應義塾学報』の「動静」欄における「中島多嘉吉氏は阿部氏の後を承けて義塾大学部法律原論講師となれり」⁽⁷¹⁾との記述により判明する。阿部、中島は共に慶應義塾大学部法律科を同三〇年一二月に卒業した人物であり、⁽⁷²⁾このように義塾法律科の出身者から講師を補っていたこともあるようだが、企業への就職等に伴い辞任し、⁽⁷³⁾専任教員として定着することはなかったようである。なお、『慶應義塾学報』の「学事報告」欄に授業担当者の名が初めて記されるのが同三三年度以降で、そこには「法律原論 不破保」とある。意外なことに阿

部や中島の名の代わりに不破保なる人物が「法律原論」を担当したことになるが、その内容はやはりローマ法に基づく入門講義であったのであろう。⁽⁷⁵⁾だが同三四年一〇月に不破は「義塾大学部講師を辞し」横濱正金銀行に入行したため、⁽⁷⁶⁾一一月には帝国大学出身の東京地方裁判所検事松寺竹雄⁽⁷⁷⁾が後任として、「義塾大学部一、二年羅馬法講義」を担当したとあり、同三四年度から翌年にかけて松寺の担当した科目は学事報告上やはり「法律原論」であったが、その内容は引き続き、ローマ法講義であったことが窺える。同三三年から翌年にかけての「法律原論」担当者は、それぞれが大学課程において法学を専攻したという点は共通するが、その後は実業家や英語教師となり、法律の専門家としては活動しなかったものから、職業上も法律を扱う法律家へと変わったとみることができる。

明治三五年度は引き続き松寺による「法律原論」が続けられるが、表1に示される通り、神戶寅次郎と青木徹二がいよいよドイツ留学から帰国し、早速松寺に取って代わる形で法律学の講義を担当するようになる。この時点では青木が「法学通論」⁽⁷⁹⁾、神戶が「法学各論」の講義を、それぞれ担当したとされるが、翌年以降は「法学通論」の名称に統一されることとなる。同三六年に公開された学課表において科目名も「法律原理」から「法学通論」へと改正され、予科第二年設置で毎週の授業時間は三時間と定められ、⁽⁸⁰⁾この学課表が基礎となった学則が前述の専門学校令による認可を受け、同三七年以降は、学則上においても法学通論を予科第二学年に設置するという方針が定着してゆく。⁽⁸¹⁾以後三九年度に至るまで、法学通論の講義はドイツに留学した神戶と青木という二人の専任教員によって実践されてゆくのである。明治四〇年度まで神戶の「法学通論」は開講⁽⁸²⁾され、その後、明治四〇年以降に大学部法律科を卒業した西本辰之助、西村富三郎、村瀬末一等に引き継がれてゆく。

神戸の「法学通論」導入の重要な意義は、それまで学校が教科書を指定し、講師による英書訳読を基本とした方法から、専任教員によって日本語で法律学の入門講義がなされるようになったという点にある。この事実はまさに『慶應義塾規則摘要』に総則として掲げられた「本塾ハ英語、英文ノ練習ヲ力メ主トシテ英書ニ依リ普通及専門ノ学科ヲ教授スル所」⁽⁸³⁾の文言が明治三七年度以降は削除された事実⁽⁸⁴⁾と符合しており、特筆に値しう。

なお、前述の東京大学の穂積陳重によって導入された法学通論が画期的であった点は、「先ず法学通論より始めて、年々一二科目ずつ邦語の講義を増し、明治二十年の頃に至って、始めて用語も大体定まり、不完全ながら諸科目ともに邦語をもって講義することができるようになった」⁽⁸⁵⁾と穂積が回想するように、法律用語としての翻訳語が定着していなかった明治一〇年代において、日本語で法学講義を可能とせしめる端緒を開いたことにある⁽⁸⁶⁾。

三 神戸寅次郎講述、小泉信三筆記「法学通論」講義ノート

(1) 二冊の法学通論講義ノート

本稿の対象とする神戸寅次郎の「法学通論」講義ノートは、後に塾長に就任する小泉信三⁽⁸⁷⁾が、学生時代に受講した際に筆記したものである⁽⁸⁸⁾。そのため、小泉の学識形成という視点からも研究対象となるといえようが、本稿では、神戸が「法学通論」において何を語り、何を思考していたのかという観点から分析を進めることにしたい。

当該ノートは二冊存在し、表紙にペン書きで「法学通論 神戸寅二郎氏講 小泉信三」とあり、裏表紙に時間割表が記されているものと、もう一冊は表紙に筆書きで「法学通論 神戸寅二郎氏講 小泉信三」とあり、裏表紙にはペン書きで「The Law by Prof. Kanbe」と書かれているものである。ノートは横罫で一頁二三行となっている。この二つのノートは内容上連続しており、同年度の講義を続けて筆記したものと考えられる。本文は基本的に見開きの右ページに講義内容の筆記がペン書きでなされ、左ページには、神戸寅次郎によるコメントや板書されたと思われる図などが記された。見開きにつき一つのページ番号が右肩に振られており、第一冊は七〇頁まで（但し最後のページには番号が振られていないので実質は七一頁）であり、第二冊にはページ番号は付されていないが実質六七頁まで「法学通論」の講義が筆記されている。

神戸寅次郎の講義方法であるが、すでに紹介されている彼の「民法講義」については「先生の講義はもっぱら講義ノートによられ（この神戸先生ご自身のノートも残念ながら残っていない）、まず主要な部分の書き取りを学生に命じられた後に、個別的な論点について具体的に説明を加えられた」とされている。「法学通論」においても、例えば実体法と手続法の概念の説明がなされる頁の左側の頁には「実体法手続法ハ又主法助法ト云フ主法助法ハ又静法動法ト云フ」と補足的な説明が筆記されており、同様の方法が採られていたと思われる。

また、この講義筆記がどの年度の講義を記したものとのかとの考証については、まず、ノートの本体には年代の記載は見当たらない。そこで、小泉信三の経歴を辿れば、大学部予科入学が明治三八年、そして予科の第二学年において法学通論が設置されたことから推すと、同三九年度のものとして推定できる。神戸は明治三五年から昭和一四年まで大学課程で教授生活を送ることとなることから、本講義はまさに彼の初期の講義といえよう。尤

		第七款 会計検査院 第八款 裁判所	
	第六章 統治権の作用		
	第一節 総論		
	第二節 法律	第一款 法律の性質 第二款 法律の制定 第三款 法律の廃止	
	第三節 命令	第一款 命令の性質及び種類	
	第四節 予算	第一款 予算の性質 第二款 予算案の編成 第三款 予算の議定権 第四款 予算の効力 第五款 予算不成立の場合	
	第五節 国際条約	第一款 国際条約の性質 第二款 条約事項 第三款 条約締結の機関 第四款 条約と国法との関係	
行政法	第一章 総論		
	第二章 行政法の範囲		
	第三章 行政権		
	第四章 行政行為		
	第一節 行政に関する法規		
	第二節 処分令	第一款 処分令を決定する意思の状態に基く類別 第二款 処分令を発する目的に基く類別	
	第三節 行政上の契約		
	第四節 行政上の行為		
	第五節 行政上の制裁		
	第六節 行政上の争議決定	第一款 行政上の救済	
	第五章 行政機関の組織		
	第一節 総論		
	第二節 官庁	第一款 官庁の性質 第二款 官庁の種類	
	第三節 官吏	第一款 官吏の性質 第二款 官吏の任免及び資格 第三款 官吏の権利義務及び責任	
	第四節 公共団体	(1) 公共団体の性質 (2) 公共団体と他の団体との区別	
	刑法	第一章 刑法の意義	
		第二章 刑罰権の主義	1 防衛主義、2 民約主義、3 復讐主義、4 脅嚇主義、5 懲戒主義、6 正義主義、7 必要主義、8 折衷主義
		第三章 犯罪	
		第一節 犯罪の意義	
		第二節 犯罪の種類	
		第四章 犯罪の責任	
第五章 正当防衛			
第六章 未遂犯、数人共犯			
第七章 刑罰			
第八章 刑の消滅			
民法		第一章 民法の意義	
		第二章 物権法	
		第一節 占有権	
		第二節 所有権	
		第三節 借地権	
	第四節 地役権		
	第五節 担保物権		
	第三章 債権法		
	第一節 契約		
	第二節 事務管理		
	第三節 不当の利得		
	第四節 不法行為		
	第四章 親族法		
	第五章 相続		
	第一節 家督相続		
第二節 遺産相続			
第三節 遺言			

※慶應義塾福沢研究センター所蔵、神戸寅次郎「法学通論」講義ノートの目次と内容を整理した。
 ※篇、章、節を目次とし、款以下を内容とした。

表 2：神戸寅次郎講述、小泉信三筆記「法学通論」ノート目次

目次		内容	
第一冊	第一篇 総論	緒論	法学通論の目的
		第一章 法学	法学と法術 法律哲学と成法学 一般法学と特別法学 法学の方法 (1) 演繹的学派 (2) 帰納的学派
		第二章 法律	
		第一節 法律の変遷	第一期不文法の時代：ローマ建国より十二銅表制定まで 第二期成文法の時代：十二銅表制定より共和政治の末 第三期成文法発達の時代：帝国の初めよりアレキサンダー帝世 第四期法典編纂の時代：アレキサンダー帝よりゼヤスチアン帝のとき
		第二節 法律の意義	自然法と人定法 (1) 法律は人の共同生活の準則 (2) 法律は公権力によって維持せらるべき性質
		第三節 法律の種類	(1) 公法と私法 a 法律の主体を其の標準とする b 法律の関係を其の標準とする c 法律の目的を其の標準とする (2) 普通法と特別法 a 人を標準とする b 行為を標準とする c 処を標準とする (3) 実体法と手続法 (4) 強行法と認許法
		第四節 法律制定	成文法と不文法 不文法：判例、学者の著書、慣習法、条理 法律制定の手続き (1) 立案、(2) 協賛、(3) 裁可、(4) 公布
		第五節 法律の廃止	法律廃止の原因 (1) 内部の原因による廃止 (2) 外部の原因による廃止
		第六節 法律解釈	強制的解釈 (1) 法文其の者の中に解釈を挿入 (2) 附属的法律による 学理的解釈 文理解釈 論理解釈
		第七節 法律の効力	第一款 時に関する法律の効力 第二款 場所及び人に関する法律の効力：属地主義と属人主義
	第八節 法律の制裁	民事制裁 刑事制裁 憲法上の制裁 行政法上の制裁	
	第三章 権利義務		
	第一節 権利	意志説、利益説、勢力説	
	第二節 権利の分類	第一款 絶対権及び相対権 第二款 公権及び私権 第三款 人身権及び財産権	
	第三節 義務		
	第四節 権利の主体	第一款 自然人 第二款 法人	
	第五節 権利の客体		
	第六節 権利の得喪	第一款 権利の発生消滅及び変更 第二款 権利の発生及び消滅を来す原因	
	第二冊 各論	第一章 総論	第一 憲法の効力 第二 憲法と他の法律との関係
		第二章 統治権	
第三章 臣民			
第一節 臣民の権利			
第二節 臣民の義務			
第四章 領土			
第五章 国家の機関			
第一節 天皇			
第二節 帝国議會		第一款 貴族院の組織 第二款 衆議院の組織 第三款 帝国議會の権限 第四款 議會の召集、開会、停会、閉会、休会、解散 第五款 國務大臣 第六款 枢密顧問	

も前述の通り神戸の「法学通論」は明治三六年度から四〇年度まで続いたので、法学通論の講義としてはその初年時のものと比較すれば、整序されたものであったと思われる。

(2) 神戸法学通論の特徴

①形式

「法学通論」筆記ノートの構成は表2に掲げた通りである。まず全体は「第一篇 総論」、「第二篇 各論」の二篇に分けられる。総論部分は三つの章から成っており、「第一章 法学」、「第二章 法律」、「第三章 権利義務」と続く。各論は憲法、行政法、刑法、民法の順で講義が進められる。第二篇、各論部分の民法の後に⁽⁹³⁾ 続くと考えられる商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、民事訴訟法、国際法についての項目は設けられておらず、例えば商法、刑事訴訟法、民事訴訟法については、第一篇、総論部分の実体法と手続法という区分の説明においてそれぞれ的位置付けが確認されるに過ぎず、国際法については、憲法の「第六章 統治権の作用」の中の一節として、つまり「第五節 国際条約」として説明される。

前述の通り「法学通論」は法学入門を内容とする。神戸の法学や法学通論への理解は法律や法学の定義を示した「第一篇 総論」において展開されるものであると考えられる。そのため、総論部分に関してさらに詳しく見てみよう。

神戸はまず、第一篇の「緒論」として、法学通論の目的を以下の通りに述べている。

法学通論ハ法律ノ全体ニ関シテ其ノ大要ヲ示スヲ目的トス。其ノ大要ヲ示スニハ之レヲ二ツニ分テ説明

スルヲ便宜トス。第一ニ法律全体ノ概念、第二ニ法律各部ノ性質及ビ其ノ關係。

法律全体ノ概念トハ法律一般ノ性質(7)ニ、論議ノ、以前沿原及ビ其ノ効力、其ノ發生又ハ消滅ニ関ス觀念ヲ云フ。

法律各部ノ性質トハ民法商法又ハ刑法ノ如キ各科ノ性質ヲ云フ者ニシテ、其ノ關係トハ民法ト商法又ハ民事訴訟法ノ如キ者ノ關係ヲ云フ。蓋シ一個ノ學問ハ他ノ學ニ關係ヲ有スルガ故ニ一ツノ専門ノ學科ヲ修メントスルニハ必ず先ヅ普通學ヲ修メザレバ其ノ専門ノ學ヲ完全ニ了解シ得ザルト同ジク、法律ノ各科ヲ修メントスルニモ先ヅ其ノ全体ニ弥ル大要ヲ知ラザレバ、各学科ヲ完全了解スルヲ得ズ。法学通論ハ即チ此ノ目的ヲ達センガ為メニ修ムル者ナリ⁽⁹⁴⁾

法学通論は法律全体の体系を示す目的のために、二篇構成をとっている。そして、まず総論において法律全体の概念を説明し、さらに各論において民法、刑法といった各法分野同士の關係性を明らかにしている。また、普通學と専門學の關係を取り上げ、法学通論が専門學の理解に必要な、予備知識といった位置付けであるとしていることは、前述した「独逸大学概況」において神戸が示唆した通りの内容となっている。総論と各論の大きな二部構成となる法学通論の講義様式は、明治二〇年代初頭の穂積陳重による法学通論の講義⁽⁹⁵⁾をはじめとし、同三〇年代においてもスタンダードな構成であった。尤も、同二〇年代には「私立法律学校特別監督条規」をはじめとする、法学系私學に対する文部省によるカリキュラム統一の結果として、各種私立法律学校においても法学通論を設置することが義務付けられ、その際各学校が依拠していたフランス法やイギリス法をベースとした多種多様な法学通論講義が展開されていたことをここに付記しておく。⁽⁹⁷⁾

② 内容

神戸の「法学通論」に見える特筆すべき論点の一つとして、自然法を前提としない法実証主義的立場を取っている点が指摘できる。「第一章 法学」において、「帰納学派」に対する「演釈法学派」^[マ、譯カ、以下同]の説明箇所での考
えが顕著に表明される。

演釈的学派ハ事物ノ経験ニ由ラズ独断的理論ヲ根拠トシテ之レヲ敷衍シテ各種ノ事物ニ共通スル原理ヲ説明セントスル者ナリ。此ノ学派ヲ二ツニ區別ス。自然法学派及ビ哲学法学派之レナリ。自然法学派トハ自然法ナル者ノ存在ヲ信ジ之レヲ根拠トシテ万般ノ法理ヲ説明セントスル者ナリ。自然法ナル者ガ果シテ真ニ存在スルヤ否ヤハ疑問ニ属ス。然レ共其ノ所謂自然法ノ存在ヲ信ズル者ノ中ニ於テモ自然法ノ其物ノ意義ハ必ズシモ同一ナラズ⁽⁹⁸⁾

さらに、権利概念の説明をする際にも「彼ノ天賦人權論ノ如キハ天然法ノ存在ヲ認ムル学者ガ単ニ政略上唱導シタル者ニシテ立法ヲ以テ法律ノ沿原トナス所ノ今日ニ於テハ此ノ論ノ如キハ殆ド毫末ノ価値ナキ者ナリ」⁽⁹⁹⁾とやはり自然法に対する厳しい評論を述べている。

尤もこれらの認識は、当時の法学通論の講義においては一般的な見解であったと思われる。例えば、鈴木喜三郎による東京専門学校における法学通論講義では、権利義務の説明において「余輩の爰に謂はんとする権利なる概念は彼の普通唱ふる所の男女同様とか民権自由とか女権拡張とか言へる場合に用ふる権利なるものにあらず是等の場合に用ふるものは皆社交上宗教上感情上より云ふ所のものにして所謂法律上の権利とは全く其性

質を異にするものとす⁽¹⁰⁰⁾とする。自然法を基にする天賦人權説を含め、当時既に「権利」の語は多様なコンテクストで用いられていたため、法学の対象とする「権利」はあくまでも法律によって保護される法律上の権利に限定する必要がある。根拠となる自然法の内容を明確に定義できない以上、自然法を前提としない実定法上の権利概念の明確化こそ法学の使命とされたのである⁽¹⁰¹⁾。

その一方で、神戸の法解釈学の特徴ともいえる立法者の意思を重視する点についての言及がなされていることは注目に値する。神戸は法解釈の方法の内、専ら法律の文言に基づく文理的解釈に対し、論理的解釈の機能について以下の通りに説明する。

論理的解釈トハ法律文章又ハ用語ニ⁽¹⁰²⁾抗泥スルナク推理ノ作用ニ依テ其ノ意義ヲ確定スルヲ云フ。故ニ此ノ解釈ヲナスニハ其ノ解釈ス可キ法規ト他ノ法規トノ関係又ハ解釈ス可キ法規ヲ包含スル全体ノ法律ト他ノ法律トノ関係、立法ノ目的理由、立法当時ノ社会ノ状態等ヲ参考トナシ又法律ノ草案理由書又ハ議事録ノ如キ又之レヲ参考トナスヲ妨ゲズ⁽¹⁰²⁾

神戸は、論理的解釈は他の法律や法典との体系的関係における解釈であることに加え、立法政策やその背後にある社会状況に至るまで考慮に入れるべきであるとしている。神戸理論の特徴が、事実事象から乖離する抽象的な規範倫理に終始せず、事実事象をその立脚点とするため、理論の帰結が社会の実態から遊離しない⁽¹⁰³⁾という点は既に指摘されている通りであるが、「法学通論」において、その方法論が披歴されていたことは注目すべき事実であろう。

尤も、前述の「独逸法典と日本新民法」において述べられた如く、立法者の意思を重視する神戸の方法論は彼がドイツへと向かう前から一貫したものであった。だとすれば、神戸がドイツ留学によって修得した見識とは何であつたのか。帰国した神戸は、「我国は我法律の母法たる外国法律を更に一層研究しなければならぬ」ことを主張する⁽¹⁰⁴⁾。彼は「独逸法と日本法とを解釈するのに、両国の学者が其説を異にするのは、少しも怪しむにたりませんが、殆ど同一の法律で、しかも母法と子法との関係を有する両法の解釈につきて学説が違ひ、且母法の方では、永年研究の結果で生じたのみならず、其国の学者の多数が殆ど一致して唱へて居る場合には、先づ其説の方に重きをおかなくてはなりませんまいと思ひます」と述べ、研究が進展している母法の学説に充分に耳を傾けないならば、子法の解釈は成り立たないという認識に至つたことを表明している。留学以前、「独乙眼鏡」をかけて日本法の解釈を行うことを不適切とした神戸を「日本の法学者の講義の中から、外国の学者の説を引去つたなら、跡は危く零になるだろう」とまで言わしめる程に、ドイツで学んだ法学や法学説の深奥さが、彼の頭脳に刻まれたに違いない。神戸における「学説継受」⁽¹⁰⁵⁾は「外国の反対説の根拠を十分に究めて然る後採るべきは採り、排すべきは排すようにしなければ、適当に子法の解釈は出来まい」⁽¹⁰⁶⁾と、日本法の解釈のために外国法を充分に吟味する必要性を前提に成立するものであつた。

四 むすび

本稿では神戸寅次郎のドイツ留学と、法学通論の講義ノートについて見てきた。初学者を法学へと導く講義という性格上、体系的な法概念を概説することがその趣旨であり、そこで示された内容そのものについては、

神戸法学の独自性が特に際立っていたとは言いがたい。しかし、全体を通覧してみると、難解な法概念を如何にして初学者に向けて効果的に解説するかという点において、極めてユニークな説明がなされていたことに気が付く。本稿のむすびとして、その一端を紹介しておこう。

第一篇第三章「権利義務」の第一節において権利の概念をめぐり、意志説、利益説、勢力説の三つの学説が解説される。そのうち神戸も支持する勢力説について次のように説明する。

而シテ吾人ハ一個ノ生物トシテ腕力智力又ハ意志ノ力ヲ有スト雖モ之等ノ力ハ權利ノ實質トハ何等ノ關係ヲ有セザル者ナリ。例ヘバ權利ナル力ハ宛モ一ツノ刀ノ如キ者ナリ。吾人ヲ保護スルガ為メニ之レヲ享有スレ共吾人ノ意志智力等ノ有無又ハ多寡ニ依テ其ノ刀ノ性質ヲ変更シ又ハ増減スルヲ得ザルガ如シ。其レ故ニ權利ノ實質ハ決シテ意志ノ力ニ非ズ。只其ノ權利ヲ得喪シ又ハ之レヲ行使スルニハ意志ノ力ヲ要スレ共而モ意志其ノ者ハ權利ノ實質ヲ増減スル者ニ非ズ。其レ故ニ意志能力ナキ者ト雖素ヨリ權利ヲ享有スルコトヲ得ル者ナリ⁽¹⁰⁾

前述の通り神戸は自然法による天賦人權説は退けるが、法律によって付与される権利の性質そのものは、決して人の意志や能力によって変更や増減のできない「力」であるということを説く。ここで神戸は「権利」を「刀」に譬え、権利という刀は誰の手の裡にあってもその切れ味は変わらないとしたのである。法学の概念化が進行する当時の日本にあって、権利を単なる概念にとどまるものとしてではなく実体ある「道具」として見立てたのである。一方神戸は専門学科に相当する「民法講義」においても権利の性質を巡る三つの学説を紹介

するが、そこではもはや刀の比喩は登場しない。すなわち、これは彼の法学の入門講義にみられた特徴ある説明方法であったことが確認できよう。⁽¹⁰⁸⁾

ここで想起されるのは福沢諭吉が曾て法律を刀に譬えた事実である。⁽¹⁰⁹⁾ 福沢は明治一八年九月、英吉利法律学校開校式の演説において次のように語った。

真正の武人ハ終身刀を抜かず、抜けば即ち必ず敵を切て誤らず武辺の奥意なり故に今の諸士もこの真成の武人を学び法律を以て犬を切る勿れ、常に黙して法理を言はず、言へば則ち必ず法敵を斃して自家の權利榮譽を護るべきなり⁽¹¹⁰⁾

福沢は法律が刀と同じ切れ味を持つもので、奥義を究めた剣術家であればむやみやたらと剣を振り回すことをしないように、法律論を振り回すものとはせずに、自らの権利榮譽を護るための最終的な手段とせよと述べる。そして、同演説の趣意は、法律とは紛争解決のみならず紛争予防の道具として、法律家に限らず一般の人々も学ばなくてはならないという点にあると解説されている。⁽¹¹¹⁾

また、明治三一年九月二四日、法律を学ぶ人が少ないことを聞いた福沢は、右の例と同様に法律思想の一般人への普及を趣旨とした「法律と時勢」⁽¹¹²⁾と題する演説を試みる。この演説は神戸寅次郎も聞いたとされるが、福沢は「今日の世になつて見ると政府の役人になるにも商売をするにも工業をするにも一切万事法律を知らなければ話が出来ない」と述べ、法典整備という時勢の進捗に従い、社会のあらゆる場面が法律の規制を受けるという前提に立脚し、「弁護士でなくても裁判官でなくても、法律を知らなければ世の中に立つことは出来ない

い」ことを説く。

もとより福沢は法律家ではなかった。彼が演説で披露した「法論」は、「権利」や「契約」といった法律の専門用語に溢れたものではない。あくまで「田地が何時の間にか無くなった、アノ財産がなくなつた、金を貸してあるに違ひないが法律の上に於てどうもコチラで思ふやうにはいかぬ『お前さんの約束のしやうが悪るかつたのだから諦めなさい』と云ふことになる」といった、飾り気ない現実的な処世論を大きく超えるものではなかった。だが神戸は、そのような福沢の言説に「高尚な学理も、複雑微妙の思想も、極めて平易に而も種々なる比喩を以て、如何にも、面白く表現される」ことに注目していた。神戸の「法学通論」が法学の入門者に向けて広く語られたその根底において、福沢の目指したものに彼も深く共鳴していたに違いない。

注

- (1) 手塚豊『明治法学教育史の研究』慶應通信、一九八八年、二〇三頁。
- (2) 「神戸寅次郎略歴」(慶應義塾大学法学研究会編・発行『神戸寅次郎著作集(下)』、一九七〇年)、五八一頁。
- (3) 開設時の慶應義塾大学部法律科については、岩谷十郎「ウイグモアの法律学校・明治中期一アメリカ人法律家の試み」(『法学研究』六九巻一号、慶應義塾大学法学研究会、一九九六年)、参照。
- (4) 神戸の卒業論文(「英、独、仏の三国各自の特異性を極めて露骨に表現」する specific performance が主題)執筆に際しては、ウイグモアが書斎の書物を貸与し、ドイツのパンデクテンやフランスの註釈書などで難解の箇所を英訳し示されたといったエピソードも知られている。神戸寅次郎「教授としてのウイグモア博士」(『三田評論』第四五四号、一九三五年)、二〇—二二頁。

(5) 岩谷十郎「ジョン・ヘンリー・ウイグモアにおける日本法研究の端緒——民事慣例類集の英訳者・牛場徹郎関係資

料紹介——」（『近代日本研究』第二四卷、慶應義塾福沢研究センター、二〇〇八年）、三三七頁以下参照。この頃神戸がウイグモアに宛てた書簡について、岩谷十郎「拝啓 ウイグモール先生！——ウイグモア宛神戸寅次郎英文書簡を読む——」（『福沢手帖』第一六五号、福沢論吉協会、二〇一五年）、一一九頁も参照されたい。

(6) 神戸寅次郎「挨拶」（『法学会誌』創刊号、慶應義塾法学会、一九三〇年）、三頁。

(7) 慶應義塾編・発行『慶應義塾百年史 中巻（前）』一九六〇年、六六五頁。

(8) 神戸前掲書「挨拶」四頁。

(9) 当時の私学の法学講師の多くが司法官や行政官の兼任であったが、このことを問題視していたのはウイグモアであり、兼任でない専任教授の設置はウイグモアの方針によるものであると考えられる。この点については岩谷前掲「ウイグモアの法律学校」二二五—二二七頁。

(10) 『慶應義塾百年史 中巻（前）』三六四頁。

(11) 「自治政記事録」（『三田評論』第一号、三田評論社、一八九九年）、七一頁。なお、本稿で参照した明治期の三田評論社発行の『三田評論』は、学生自治機関の機関誌として発行されたものであり、義塾の広報誌『慶應義塾学報』を前身とする大正期以降の『三田評論』とは異なる。慶應義塾福沢研究センター編『マイクロフィルム版福沢関係文書収録文書目録（第六分冊）』一九九七年、一八一—一九頁。

(12) その他の役員は、取調委員として、今井宣二、浜貞男、林毅陸、対馬健之助、中島鉄哉、向軍治、川合貞一、井手佐三郎、工藤精一、福沢桃介、北川礼彌、幹事兼書記長として金沢冬三郎、幹事兼書記として板倉卓造、長谷川寅八、堀切善兵衛、渡久地政島、和田寛治、横山六輔、油井幸助、仙田大一である。『慶應義塾百年史 中巻（前）』三七八—三七九頁。

(13) 『慶應義塾百年史 中巻（前）』三七五—三八一頁。

(14) 阿裸々仙人（柴田一能）「見聞集（其三）」（『三田評論』第五号、三田評論社、一八九九年）、四五頁。

- (15) 「時事短評」(『慶應義塾學報』第一八号、一八九九年)、八〇頁。
- (16) 帝国大学からの文部省留學生選抜については辻直人「近代日本海外留学の目的変容——文部省留學生の派遣実態について——」東信堂、二〇一〇年、六一頁以下。
- (17) 「塾報」(『慶應義塾學報』第一八号、一八九九年、八五頁および同第二〇号、一八九九年、八〇頁)。
- (18) 辻直人「慶應義塾海外留學生の派遣実態とその意義」(『近代日本研究』第三〇卷、慶應義塾福沢研究センター、二〇一四年)、一二八頁。
- (19) 「塾報」(『慶應義塾學報』第一八号、一八九九年)、八七頁。
- (20) 「塾報」(『慶應義塾學報』第一八号、一八九九年)、八六頁。
- (21) 『慶應義塾百年史 中卷(前)』三三二—三三四頁。
- (22) 福沢諭吉「福翁自伝」(『福沢諭吉全集 第七卷』岩波書店、一九七〇年)、二六〇頁。
- (23) 神戸のドイツでの留学態度については「中には、帰国の旅費をいざ出立の間際に至つての、一夕、金髪美人の、笑靨に打込んでしまつて、さあ帰れない、折角楽しんだ、米国へも回れず、ゑんやらやつと、旅費を調達して、印度洋から帰朝した、などといふお手合いがある、其中に、神戸君は、超然として、俗習に染まずで、道楽といへば只法律書を朝から晩までよむ事で、大抵な人は、洋行してくると肥満して、丈夫らしくなるが、神戸君は然らずで、洋行中の、勉強が、身体にきいて瘦マラ馱マラ鶴マラの如しだ」(『ドクトル神戸君』『法律新聞』第二二四号、明治三七年八月一〇日)と福沢の教訓を実践したような一面も報じられている。また、書籍購入についても積極的に応じたようで、ドイツから明治三三年一月一日付で法律科経済科の學生に宛てて「過日義塾より書籍購求の事申越候に付早速購求送附致し候図書館も完全に相成りたるとの事誠に喜ばしく若し尚ほ必要の書物は御申し越しに應じ直接書店より相送る事に手続相定め置候に付き充分御勉強被下候様奉願上若し読書力無之候ては三四年間の洋行もあまり効能なかるべきかと窃に信じ居り候間若し洋行の御志も御座候は、読書力養成に充分御注意ある様御忠告申上候」(『神戸講師よりの書信』

『三田評論』第九号、三田評論社、一九〇〇年、六九頁」と忠告も添え書き送っている。

- (24) 明治二九年法律第八九号として民法第一編、第二編、第三編が明治二九年四月二七日に公布（『法令全書 明治二十九年』内閣官報局、一頁以下）、明治三二年法律第九号として民法第四編、第五編が同三二年六月二一日に公布（『法令全書 明治三十一年』一〇九頁以下）され、さらに明治三二年法律第一号として附属法令である民法施行法も同年六月二一日に公布（『法令全書 明治三十一年』一八三頁以下）され、全体が同年七月一六日に施行となる。
- 利谷信義「近代法体系の成立」（『岩波講座日本歴史十六 近代三』岩波書店、一九七六年）、二二八—二二九頁。

- (25) 梅謙次郎「我新民法ト外国ノ民法」（『法典質疑録』第八号、法典質疑会、一八九九年）、六七八頁。梅は続けて「但各国ノ法律書皆多少長短アルカ故ニ新法典ハ決シテ一模範ニ拘泥セス汎ク各国ノ法律ヲ参照シ各其長スル所ヲ採リテ以テ我短ヲ補ヒタル」としており、決してドイツ法のみが参照されたわけではないことも述べてはいる。また、現在では明治民法典には特定の母法があるとすることはなく、比較法の所産として理解するのが通説である。浅古弘、伊藤孝夫、植田信廣、神保文夫編『日本法制史』青林書院、二〇一〇年、三一—四頁。

- (26) 穂積陳重「独逸法学の日本に及ぼせる影響」（穂積重遠編『穂積陳重遺文集 第三冊』岩波書店、一九三四年）、六二—六三頁。

- (27) 野田良之「日本における比較法の発展と現状（一）」（『法学協会雑誌』第八九卷第一〇号、一九七二年）、三四—三六頁。なお、野田によって提示される「比較法的無自覚の時代」の時期区分が未だに適當であるかは再検討を必要とする。この点については岩谷十郎「近代日本の法典編纂——その「始まり」の諸相——」（岩谷十郎、片山直也、北居功編『法典とは何か』慶應義塾大学出版会、二〇一四年）、四五頁参照。

- (28) 「日本法学の回顧と展望」（日本評論社編集局編『日本の法学』日本評論社、一九五〇年）、四〇頁。座談会における末弘敏太郎の発言による。

- (29) 神戸寅次郎「独逸法典と日本新民法（一）」（『慶應義塾学報』第三号、一八九八年）、一二頁。

- (30) 同前書、一三頁。
- (31) 津田利治は概念法学の誤りの一つが、論理的操作により抽象的に作り上げた上位概念が、其の土台となった各個の法規よりも観念的に先行して存在し、普遍妥当性あるものとして考え、之により法の無欠缺性を構想し、其の上位概念を矢鱈に振り廻すことであるとし、本来個々具体的法規を前提としてそれから論理的に抽出されたはずの上位概念が、恰もその前提材料となった法規に先行し、其の法規の規制外の事項に就いてまで、普遍的に妥当性があると考える点にあるとする。つまり法規を立法者の意思から絶縁された客観的存在と見ることに、此の出発点で既に概念法学の誤りがあるとしているが、神戸は法規を構成する文字や文章の表現の外面的客観的意味には拘泥せず、立法者の主観的意図あるいは立法者の価値判断を歴史的に把握するのが法解釈の目標であるという立場をとるとしている。津田利治「我国私法学に於ける所謂目的論的解釈への疑問」(津田利治、内池慶四郎編著『神戸寅次郎 民法講義』慶應義塾大学法学研究会、一九九六年)、三七四—三七五頁。
- (32) 「塾員消息一束」(『慶應義塾学報』第一八号、一八九九年)、九〇頁。
- (33) 「塾員消息一束」(『慶應義塾学報』第二三号、一八九九年)、八九頁。また、留学中の神戸へ宛てられた書簡として、義父にあたる西村茂樹からのものが五通確認されている。日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集 第12巻』思文閣、二〇一三年、六九頁以下。なお、神戸は留学に先立つ明治三年七月一九日に西村の娘すみと結婚し、その際小幡篤次郎夫妻が媒酌人となっている。西村茂樹「泊翁日記」(日本弘道会編『増補改訂 西村茂樹全集 第9巻』思文閣、二〇一〇年)、七一八頁。
- (34) Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, Berlin: Mori-Öguti-Gedenkstätte, 2005, S71.
- (35) 拙稿「明治日本におけるドイツ法研究の先駆者たち——「日本人ドクトル・ユリス」の存在と役割——」(『法学政治学論究』一一九号、慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会、二〇一八年)、二四八—二四九頁。

九頁。

- (36) Torajiro Kambe, *Die offene Handelsgesellschaft nach japanischem Rechte*, Halle, 1902, *Lebenslauf*.
- (37) 穂積重行「明治一法学者の出発——穂積陳重をめぐって——」岩波書店、一九八八年、二七四頁以下。
- (38) 穂積陳重『続法窓夜話』岩波書店、一九八〇年、一四八頁。
- (39) 石部雅亮「啓蒙期自然法学から歴史法学へ——一八世紀ドイツの法学教育の改革との関連において——」(河内宏、大久保憲章、采女博文、児玉寛、川角由和、田中教雄編『市民法学の歴史的・思想的展開…原島重義先生傘寿』信山社、二〇〇六年)、一六〇—一六一頁。および、高橋直人「近代ドイツの法学教育と『学びのプラン(Studioplan)』——刑事法史研究との関連を意識しつつ——」(『立命館法学』三三二号、二〇一〇年)、六一頁。
- (40) 石部同前書、一九三頁。
- (41) *Verzeichnis der Vorlesungen*, SS 1901, S.3. <https://www.digi-hub.de/viewer/image/DE-11-001808536/1/110119111> 月一日閲覧。
- (42) *Karl*の専攻は主として教会法や国法学であり、同リストによれば一九〇二年夏学期にベルリン大学で担当した科目は他に「カトリックとプロテスタントの教会法」、「教会法と婚姻法」、「ドイツ帝国およびラント法、とくにプロイセン法について」である。
- (43) 一九世紀前半のボン大学において、法学を体系的に秩序付けるエンツィクロペディをこれから法学を学ぶものへの入門科目としてだけでなく、法学を一通り学び終えた学生も知識を体系的に統合する点で有効ではないかということとは想定されていた。高橋前掲書、七一頁。
- (44) 神戸寅次郎「独逸大学概況」(『慶應義塾学報』第六二号、一九〇三年)、三四—四二頁。
- (45) 「動静」(『慶應義塾学報』第五五号、一九〇二年、八三頁および同第五六号、一九〇二年、八八頁)。
- (46) 神戸前掲書「教授としてのウイグモア博士」二二頁。

- (47) 「神戸寅次郎氏」(『慶應義塾学報』第五九号、一九〇二年)、九九―一〇〇頁。
- (48) 学制改正に伴い、名称も一時的に「普通学科」、「大学科」となるが、翌年の明治三十二年七月には再び「普通部」、「大学部」に改められている。『慶應義塾百年史 中巻(前)』二六九頁。
- (49) 同前書、二六二―二六八頁。
- (50) 「慶應義塾改正規則摘要」(『慶應義塾学報』第二号、一八九八年)、六九―七三頁。
- (51) 手塚前掲書、二一〇頁。なお、門野の学制改革においては、主として経済原理、経済学史、統計学など理財科に設置されていた科目が必修科とされ、法律学科目は法律原理と憲法の他は、すべて選択科とされた。義塾経営上、理財科に比して学生数が少なかった法律科、文学科、政治科を実質的に廃止したものと考えられている。同書、二二〇―二二二頁。
- (52) 門野幾之進「慶應義塾の学制改革」(『慶應義塾学報』第二〇号、一八九九年)、二一―四頁。
- (53) 明治三三年度の学事報告では、大学部受持講師姓名については各学科ごとに記されているが、例えば、国際私法を担当した中村進午が理財学科、法律学科、政治学科それぞれに名前が記されているように、学科を跨いで同人物による同名科目が開講されるということが複数確認できる。また同年度の第五学年の学年末現在人員数は、文学科三名、理財学科二四名、法律学科八名、政治学科四人という規模であった。「明治三十三年度学事報告概要」(『慶應義塾学報』第四五号、一九〇一年)、附録二―四頁。
- (54) 「義塾大学学課改正の理由」(『慶應義塾学報』第六五号、一九〇三年)、六七―六八頁。
- (55) 『法令全書 明治三十六年』内閣官報局、七三―七五頁。以下条文の典拠も同書による。
- (56) 『慶應義塾百年史 中巻(前)』三二四―三二六頁。
- (57) 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、一九八九年、二〇五頁以下。
- (58) 「明治三十六年慶應義塾学事報告」(『慶應義塾学報』第七八号、一九〇四年)、一〇二頁。

- (59) 『慶應義塾便覧』における大学の説明には「大学部各科を卒業したる者は慶應義塾大学文学士、同理財学士、同法律学士、同政治学士或は単に文学士、理財学士、法律学士、政治学士と称するを得」とあり、卒業者へと付される称号も定められていた。『慶應義塾便覧』慶應義塾学報発行所、一九〇三年、七頁。
- (60) 『官報』一九〇四年一月九日付。
- (61) 岩谷前掲論書「ウイグモアの法律学校」一八三頁、註5参照。
- (62) 官学において法学通論は大学予科に相当する高等学校に設置された科目であり、明治二〇年一月の帝国大学学課改正案に際して、文部大臣森有礼は「今一年級ニ於テ法学専門ノ各科ヲ授クルニ、学生ヲシテ予メ法学普通ノ思想ヲ有セシムルコト必要ナルヲ以テ、法学通論ヲ高等中学校ニ移シ、法科大学入学前ニ在テ法学普通ノ思想ヲ得セシメントス」と大学から法学通論を移す理由を説明している。中野実「帝国大学創設期に関する史料と文相森有礼——『帝国大学体制』の形成に関する試論的考察——」（『教育学研究』第六六卷二号、一九九九年）、三五頁。
- (63) 「慶應義塾改正規則摘要」（『慶應義塾学報』第二号、一八九八年）、六九—七四頁。
- (64) Henry T. Terry, *The First principles of law*, 9ed. nanzun, 1909, p. 1.
- (65) 『東京大学法理文学部一覽略 明治十一年』一八七八年、二頁。
- (66) テリー (Henry Taylor Terry, 1847-1936) は一八六九年イェール大学卒業後、七二年弁護士を開業、七六年来日し、開成学校、東京大学で法学を教授した後、八四年帰国、九四年再来日し一九二二年の帰国まで主として東京帝国大学において英米法教育に携わった。慶應義塾編・発行『慶應義塾百年史 別巻（大学編）』、四三九頁、慶應義塾一五〇年史資料集編集委員会編『慶應義塾150年史資料集2』慶應義塾、二〇一六年、一二六四—一二六五頁。テリーの学風は英法のオースチン、メインに連なる分析的、歴史的なもので、反自然法の立場をとっていたことも知られている。「高柳賢三先生にさく（一）——日本における英米法研究の足跡をたどる——」（『書齋の窓』九七号、有斐閣、一九六二年）、三—四頁。また、テリーの著書「ファウスト・プリンシプルス」が高等学校の教科書として長年使用

- されていたとされる。高柳賢三「ヘンリ・T・テリイ先生の追想」(『米英の法律思潮』海口書店、一九四八年)、三六一—三二七頁。
- (67) 以下、『慶應義塾社中之約束』(慶應義塾福沢研究センター資料2、慶應義塾福沢研究センター、一九八六年)を参照。
- (68) 前掲『慶應義塾150年史資料集2』一二六四—一二六五頁。また、テリイの辞任時期については、「評議員会議事録」に記される契約の記録より、明治三〇年一月とされているが、明治三二年六月に公表された「慶應義塾大学部現任講師及其受持課目」という一覧において私犯法、衡平法、英米法総論を担当していたことになっている。「塾報」(『慶應義塾学報』第四号、一八九八年)、七六頁。この一覧は、「同科憲法講師織田一氏は農商務大臣秘書官を奉職せられ事務多忙の爲め憲法教授を辞したるに付き目下大学院にありて憲法専攻中傍ら衆議院に奉職せる添島義一氏に同科講師を嘱托したり」との結果が反映されており、織田の農商務大臣秘書官任命の時期(明治三二年五月九日)を考慮して少なくとも明治三二年時点のものであると考えられる。織田の農商務大臣任命については「農商務書記官織田一任官ノ件」(国立公文書館所蔵『任免裁可書・明治三十一年・任免卷九』)参照。
- (69) 『慶應義塾規則総覧』(明治三二年)、『マイクロフィルム版福沢関係文書』雄松堂、マイクロフィルム番号K8/A01/01)。
- (70) 『慶應義塾規則総覧』(明治三三年)、『マイクロフィルム版福沢関係文書』雄松堂、マイクロフィルム番号K8/A02/01)。
- (71) 「動静」(『慶應義塾学報』第三二号、一九〇〇年)、八三頁。なお「阿部氏」とは同動静欄において義塾教師から明治生命保険会社へ転勤したとされる阿部文一郎のことである。
- (72) 『自明治廿八年八月至明治三十三年四月 慶應義塾学事及会計報告』二〇頁。なお、慶應義塾留学生となった青木徹二も同時期の大学部法律科卒業生である。

(73) 中島多嘉吉は明治三四年に京釜鉄道会社勤務となる。「動静」(『慶應義塾学報』第四二号、一九〇一年)、九七頁。

(74) 不破保という人物については、これまでにまとまった研究等は乏しく詳細は不明であるが、明治三〇年代から大正期にかけて英語教師として活動していた不破保なる人物が随所に散見される。以下列挙すれば、明治三五年九月以降同三六年にかけて早稲田大学で英語(作文、文法、会話)を担当(早稲田大学史編集所編『早稲田大学百年史 第二巻』早稲田大学、一九八一年、二二〇頁)。私立立教学院立教中学校において英語教員(中等教科書協会編・発行『中等教育諸学校職員録』明治三七年度版、一九〇四年、四三頁)。明治三七年五月二十五日付で長崎県立五島中学校教諭に任命(長崎県立五島中学校教諭不破保以下九名任命ノ件)国立公文書館所蔵「任免裁可書・明治三十七年・任免卷十二」。明治三八年九月二日から大正二年八月一日まで長崎高等商業学校で英語教授(長崎高等商業学校編・発行『長崎高等商業学校三十年史』一九三五年、四〇二頁)。大正二年一月一八日から同三年一月まで慶應義塾商業学校における英語教員(『慶應義塾150年史資料集2』九七〇頁)。また、アメリカに留学していた記録もあり、ハーワード大学の一九九六年から九七年のカタログには、法学部と予科の学生一覧に「Fuwa, Tamasu..Kurami, Japan」がある(“1896-97: Catalog of the Officers and Students of Howard University” (1896). *Howard University Catalogs*. 14, pp.60-65, <https://dh.howard.edu/hucatalogs/14>二〇一九年一月一日閲覧)。加えて、不破保による英語教科書も出版されており、それは「余ガ電気通信技術伝習所及中学校等ノ生徒ニ教授スルノ際実用ト簡易トヲ主トシ生徒ノ腦力ニ準シテ日々起稿シ之ヲ実験シタル草稿ヲ材料トシテ稿ヲナシタルモノ」とされる(Tamotsu Fuwa, *Everyday English*, Kobunsha, 1900, p.ii)。明治三四年義塾主宰の懸賞英語演説会の審査委員として参列したことも知られており(『慶應義塾百年史 中巻(前)』一六六頁)、総じてこれらの特に英語に通じていた不破保なる人物が同一人物であることが想定される。そのため、不破の「法律原論」講義に使用された「ゾーム 羅馬法」は原著のドイツ語版ではなく、James Crawford Ledlie によって英訳されたもの(Rudolph Sohm, *The institutes of Roman law*; translated (from the fourth edition of the German) by James Crawford Ledlie; with an introductory essay by Erwin Grueber, Oxford, 1892) である。

あると思われる。同書は明治三十二年七條愷によって発行、林平次郎により発売された複写版が存在しており、教科書として入手しやすいものであったと考えられ、現在慶應義塾図書館においても複数冊の所蔵が確認できる。

- (75) 法律原論として教授された法学は、英法からローマ法への転換を見せるが、明治二二年には既にローマ法を講ずる必要について穂積陳重が「立法上の必要」と「法学上の必要」から説いていたところであった。とりわけ後者について穂積は「其用語は甚だ厳正にして、其編纂布置も甚だ整へり。且つ原則に富めども実用にも迂なるに非ず。故に分析法理学に取りては、甚だ貴重なる材料なり」、「羅馬法は近世文明諸国法律の基礎なるを以て、一旦之を学びたる後は容易く諸国の法を学ぶことを得べし。然らば羅馬法は比較法学には貴重なる材料なり」、「羅馬法は其発生よりして発達に至るまで一大期あり。故に歴史法学を研究するには他に無類の材料と云ふ」、「羅馬法は国際法の材料となりたるものなるを以て、国際法を修むる者にも貴重なる参考となせるなり」と各種法学のための素材として重要である。ことを主張する。穂積陳重「羅馬法を講ずるの必要」(穂積重遠編『穂積陳重遺文集 第二冊』岩波書店、一九三二年)、九七―九八頁。また、穂積自身のローマ法講義については吉原達也「穂積陳重のローマ法講義について」(『日本法学』第八四卷第一号、二〇一八年)、一頁以下、近代日本におけるローマ法講義の推移については矢田一男「明治時代のローマ法教育(一)、(二)」(『法学新報』四四卷三・四号、一九三四年)、とりわけ英法系の法律学校であった英吉利法律学校(後の中央大学)におけるローマ法講義の導入については森光「英吉利法律学校の羅馬法講義」(『中央大学史紀要』二〇一〇年、第一五号)、四一頁以下も参照されたい。

- (76) 「静動」(『慶應義塾学報』第四五号、一九〇一年)、八四頁。

- (77) 松寺竹雄は金沢藩士戸水信義の次男として生まれ、明治三年に松寺敦行の養子となっており、東京帝国大学で「羅馬法」を講じていた戸水寛人は兄にあたる。(人事興信所編『人事興信録』第八版、一九二八年、マ一〇六頁)。

- (78) 「塾報」(『慶應義塾学報』第四六号、一九〇一年)、九二頁。

- (79) 青木徹二の「法学通論」については現在講義ノート等は見つかっておらず、その内容は未詳である。

- (80) 『慶應義塾便覧』慶應義塾学報発行所、一九〇三年、三三三頁。
- (81) 『慶應義塾規則摘要』(明治三八年)、『マイクロフィルム版福沢関係文書』、雄松堂、マイクロフィルム番号K8/B08(1)。
- (82) 明治四〇年度に限り、大学部法律科で国際法を講じていた中村進午も「法学通論」を担当した。中村の「法学通論」は、早稲田大学において講じられたテキストによりその内容を確認することができる。中村進午『法学通論』早稲田大学出版部、一九〇六年、参照。
- (83) 『慶應義塾規則摘要』(『マイクロフィルム版福沢関係文書』雄松堂、マイクロフィルム番号K8/B05/01)。当資料は文学科が休業されていた時期のものであり、明治三五、六年頃のものだとされている。
- (84) 前掲『慶應義塾規則摘要』(明治三八年)。
- (85) 穂積陳重『法窓夜話』岩波書店、一九八〇年、一七二頁。
- (86) 内田貴『法学の誕生…近代日本にとって「法」とは何であったか』筑摩書房、二〇一八年、一六六頁。
- (87) 小泉信三については、近年のものとして小川原正道『小泉信三——天皇の師として、自由主義者として』中央公論新社、二〇一八年がある。
- (88) 小泉筆記のノートについては池田幸弘「小泉信三の筆記ノート——堀江婦一「財政学」筆記ノートを中心に——」(『近代日本研究』第三三卷、慶應義塾福沢研究センター、二〇一七年)、一六頁も参照されたい。本稿で対象とする神戸寅次郎の「法学通論」講義ノートは、堀江婦一「財政学」筆記ノートなどとともに、昭和四九年に小泉家より寄贈され、現在は福沢研究センターが所蔵するものである。
- (89) この時間割によれば、「法学通論」講義は月曜日五限、火曜日四限、水曜日三限の週三時間行われていたことになる。
- (90) 内池慶四郎「神戸寅次郎先生講述民法講義ノートについて」(津田・内池編前掲書)、四三三頁。

- (91) 「法学通論」筆記ノート（福沢研究センター所蔵）、一五頁。
- (92) 神吉創二『伝記 小泉信三』慶應義塾大学出版会、二〇一四年、二四頁。
- (93) 例えば、明治四〇年に明治大学より出版された岸本辰雄の『法学通論』においては各論部分が憲法、行政法、刑法、民法、商法、訴訟法、国際法という構成である。岸本辰雄『法学通論 完』明治大学出版部、一九〇七年、目次一—一二頁。
- (94) 「法学通論」筆記ノート、一頁。以下、ノートの引用は、適宜句読点を補った。
- (95) 森征一・岩谷十郎監修、法文化研究会編『帝大生・安達峰一郎の「法学」ノート——『法律講義案集』の伝える明治中期法学教育——』（『法学研究』七三卷一〇号、二〇〇〇年）、九三頁。
- (96) 私立法律学校特別監督条規の第二条は「帝国大学総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ必要ノ普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ三年以上ノ課程ヲ以テ左ノ科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ」とし、「仏蘭西法律科」「英吉利法律科」「独逸法律科」の三つの科におけるカリキュラムが示され、それぞれの第一年には「法学通論」が指定される。「私立法律学校特別監督条規ヲ定ム」（国立公文書館所蔵『公文類聚・第十一編・明治二十年・第二十七卷・学政門一・学政総・校舎一』）。
- (97) 出口雄一「六法的思考——法学部教育の歴史から——」（桐蔭法学研究会編『法の基層と展開——法学部教育の可能性——』信山社、二〇一四年）、三三八—三四一頁。
- (98) 「法学通論」筆記ノート、五頁。
- (99) 「法学通論」筆記ノート、三三三頁。
- (100) 鈴木喜三郎『法学通論 完』東京専門学校出版部、一九〇〇年、四六頁。
- (101) 近代日本における法解釈学の展開、とりわけ江木衷の「法律解釈学」については、熊谷開作「日本における法解釈学の一つの主源流」（『恒藤先生古稀祝賀記念 法解釈の理論』有斐閣、一九六〇年）、一頁以下も参照。

- (102) 「法学通論」筆記ノート、二三頁。
- (103) 北居功「神戸同時履行論再考——神戸寅次郎の解釈理論とその時代への蘇生」(安西敏三、岩谷十郎、森征一編『福沢諭吉の法思想』慶應義塾大学出版会、二〇〇二年)、三〇五頁。
- (104) 神戸寅次郎口演、泉泰三筆記「外国法律の研究」(『三田評論』第三二号、三田評論社、一九〇三年)、二四—三〇頁。
- (105) 北川善太郎「日本法学の歴史と理論」日本評論社、一九六八年、二四頁以下参照。
- (106) 以上、神戸前掲「外国法律の研究」三〇頁。
- (107) 「法学通論」筆記ノート、三四—三五頁。
- (108) 津田利治筆記「神戸先生」民法総論講義Ⅱ(津田・内池編前掲書)、二四頁。
- (109) 高田晴仁「法と刀」(私にとつての福沢諭吉(五))『福沢手帖』一四九号、福沢諭吉協会、二〇一一年)、二二頁。
- (110) 福沢諭吉「英吉利法律学校開校式の演説」(『時事新報』一七一四号、明治一八年九月二三日付)。同演説の口語筆記の文体のものが『福沢諭吉著作集・第5巻』慶應義塾大学出版会、二〇〇二年、三六三—三六九頁に所収されている。
- (111) 岩谷十郎「慶應義塾の法律学と法律家——大学部法律科創設の頃——」(『慶應法学』三三三号、二〇一五年)、一一頁以下。
- (112) 「法律と時勢」(『慶應義塾学報』第八号、一八九八年)、一頁以下。
- (113) 神戸寅次郎「福沢先生の法律に就いての演説」(『法学会誌』第一〇号、慶應義塾大学法学会、一九三四年)、二頁。